



<著者>Profile

弁護士 橋本 昭夫

昭和47年に現在の橋本・大川合同法律事務所を開設。

以来、上場企業をはじめとする数多くの企業の顧問弁護士に就任し、労働問題や債権回収、M&A、民事再生事件など、企業を取り巻くさまざまな法律問題の解決に携わっている。

札幌商工会議所中小企業相談所専門相談員

「キャラクター」を巡る法律問題

(特に著作権について)

Q 最近の「ご当地キャラ」ブームにあやかり、当社独自のキャラクターを作って販促活動に役立てようと思っています。

A 当社にはキャラクターを作ることができない人材がいないため、外部のデザイナーに作ってもらおうと思っていますが、この場合に気を付けなければならないことは何でしょうか？

A 制作者との間で、著作権譲渡契約を締結するなど、キャラクターに関する権利の帰属について明確化しておく必要があります。

なお、キャラクターは、「漫画の具体的表現から昇華した登場人物の人格ともいうべき抽象的概念であって、具体的表現そのものではない」ため、著作物に該当せず、著作権法では保護することはないとされた判決（ポパイ事件 最高裁平成九年七月十七日）があります。キャラクターのイラストそのもの（いわゆる「原案・原画」といっていいでしょう）については、「絵画」であり、美術の著作物として、著作権法上保護されま

すので、具体的には、同イラストについて著作権の譲渡をしておく必要があるかどうかと思われます。

Q お正月の販促用として、キャラクターに袴を着せるなど、イラストを少し変えて使いたいと思っています。ですが制作者に無断で行ってもよいのでしょうか？

A 著作物を制作した人には、著作権とは別に、譲渡不可能な「著作者人格権」があり、この著作者人格権には、「同一性保持権」といって、著作物の変更を許さない権利があるとされています。

そのため、原則として、著作物の変更には作成者の同意を得る必要があります。しかし、特に本件のようなキャラクターとしての使用を予定しているような場合には、衣装や表情・ポーズの変更はむしろ予定されているでしょうから、後々疑義が生じないよう、あらかじめ、著作者人格権の取り扱いについても具体的に取り決めておく必要があるでしょう。

Q ゆくゆくは、キャラクターのぬいぐるみやグッズを作っていきたいと思っています。

A イラストの著作権について譲渡をうければ、このようなことについても行って良いのでしょうか？

A ぬいぐるみなどの製作については「複製」「翻案」の問題と思われると思います。これらの権限も譲渡可能ですので、きちんとこれらの権限の譲渡を受けさえすれば、可能でしょう。

ただし、著作権法上、翻案権については、特掲しなければ譲渡していないことが推定されることとされており、契約書上も「全ての権利を譲渡する」と書くだけでは不十分で、翻案権などを譲渡する旨、明示しておく必要があります。

橋本・大川合同法律事務所

札幌市中央区北四条

西二十丁目二二八

☎ 〇一一六三一—二三〇〇